

徳島県規則第三十八号

会計年度任用職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を次のように定める。

令和四年五月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会計年度任用職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和四年徳島県条例第八号。以下「改正条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和三年十二月に職員の給与に関する条例等の規定に基づき期末手当を支給された者についての特例)

第二条 改正条例附則第二項の任命権者が定める者は、令和三年十二月に次に掲げる条例の規定に基づき期末手当を支給された者とする。

- 一 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)
 - 二 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)
 - 三 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)
 - 四 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)(第十三条を除く。)
 - 五 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)(第二十条第三項を除く。)
 - 六 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)(第二十八条第三項を除く。)
- 第三条 改正条例附則第二項の規定により読み替えて適用する改正条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年徳島県条例第十九号。以下「新条例」という。)(第九条第五項(新条例第十七条において準用する場合を含む。以下同じ。))においてその例によることとされる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年徳島県条例第四号。以下「改正職員給与条例」という。)(附則第二項の任命権者が定める者は、前条各号に掲げる条例の適用を受ける者とする。)

2 改正条例附則第二項の規定により読み替えて適用する新条例第九条第五項においてその例によることとされる改正職員給与条例附則第二項の任命権者が定める額は、改正職員給与条例附則第二項の規定の例による同項に規定する調整額又は前条第二号から第六号までに掲げる条例等の改正職員給与条例附則第二項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。